

夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の改正案に関する 意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の改正案に関する意見の募集(パブリックコメント)を、平成28年5月16日(月)から6月14日(火)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は7であり、のべ意見数は12件であった。その内訳については次の通り。

1. 意見提出者数の内訳

メール	5
郵送	0
FAX	2
合計	7

2. 項目別の意見件数

	件数
1 全体・その他	12
合計	12

NO	意見の概要	意見数	回答
1	<p>射撃場の整備された場所でのに入らない人が山の足場が悪かったりアップダウンがあったり変化のある場所で頭を撃つことなど出来るはずがなく、夜間銃猟にはその難しい的に打ち込める器量のある人のみ許可を出すべき。</p> <p>夜間発砲には一発で仕留めるといことが大前提で、20～30mでの発砲は不可能に近く、ライフル銃以外での銃猟は不可能であり、本改正に反対。</p>	1	<p>国内における夜間銃猟は事例が極めて少なく、夜間銃猟に関する知見や実績が蓄積されていないことから、安全性を考慮して効果的に捕獲する手法としては誘引捕獲が最も適切と考えており、山林内を移動しながら捕獲を行ういわゆる忍び猟のような手法は不適切と考えています。本州以南での事例においては、25m程度の距離における狙撃を行うことが必要な箇所もあり、その程度の距離であれば安全性を考慮してライフル銃より散弾銃（スラッグ弾）による狙撃が適切と判断され、昨年度実施された夜間銃猟においても25m程度の距離における狙撃も行われているところです。このため、原案が適切であると考えます。</p>
2	<p>銃の修理によってグルーピング能力を向上させることは出来ず、すべてを命中させることは不可能と考えられる。また、夜間銃猟の従事者を増やす必要があるのであれば、「ライフル銃は標的の中心から5.0cm～7.5cmの範囲。散弾銃（スラッグ弾）は標的の中心から10.0cm～12.5cmの範囲。」に基準を緩和するべき。</p>	1	<p>海外の先行事例や国内での少ない事例等も参考に、夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが必要として技能要件を定めており、現状においては原案が適切であると考えます。</p>
3	<p>現在の基準では散弾銃（スラッグ弾）での合格は非常に厳しく、射手を確保することが難しい。また、散弾銃（スラッグ弾）に門戸を開くことで、若く優秀な捕獲者の参加も期待できるため、本改正案に賛成。</p>	1	<p>ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>改正理由の「近距離での射撃（20～30m）が基本」について、20～30mは狙撃想定距離として近すぎ、前提条件としている25mを現行通り50mを基本とするべき。</p>	1	<p>国内における夜間銃猟は事例が極めて少ない状況です。本州以南では対象個体との距離が近い場合に散弾銃（スラッグ弾）による狙撃も行われており、昨年度実施された夜間銃猟においても、25m程度の距離における狙撃も行われているところです。ご指摘の点により、本改正案を修正するものではありませんが、ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>改正理由の「散弾銃（スラッグ弾）等の使用も有効である」について、夜間銃猟は最終手段であり、より厳しい基準で実施されるべきである。ライフル銃のほうが明らかに精密な射撃が可能で、むやみに散弾銃（スラッグ弾）に基準を拡張するべきではない。</p>	1	<p>国内における夜間銃猟は事例が極めて少ない状況です。本州以南では対象個体との距離が近い場合に散弾銃（スラッグ弾）による狙撃も行われており、昨年度実施された夜間銃猟においても、25m程度の距離における狙撃も行われているところです。ご指摘の点により、本改正案を修正するものではありませんが、ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。</p>

NO	意見の概要	意見数	回答
6	改正理由の「ライフル銃を所持できない経験年数が短い捕獲従事者が夜間銃猟に従事できない」について、担い手を増やす必要があるのであれば規制緩和するのではなく、実射考査の実施回数や会場を増やしたり、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者についてのライフル所持規制の緩和を検討したりする等で対応すればよい。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、平成28年度から夜間銃猟安全管理講習の回数を増やし、講習と合わせて行っている射撃技能の確認についても回数を増やす予定です。また、射撃技能が確認できなかった捕獲従事者についても追試験という形で射撃技能の確認をすることを検討しています。
7	改正理由の「対象個体の頭頸部を確実に狙撃する『標的の中心から2.5cmの範囲』の技能要件」について、頸部の急所である頸椎の脊髄は半径1cm程度と大変細いため、頭頸部を頭部に修正すべきである。	1	ご指摘の点により、本改正案を修正するものではありませんが、ご意見の趣旨は今後の説明等に反映させていただきます。
8	改正理由の「対象個体の頭頸部を確実に狙撃する『標的の中心から2.5cmの範囲』の技能要件」について、制度上、実射考査で使用された銃以外の銃を実際の夜間銃猟で使うことができるが、実射考査では原則現場で使用する銃で受検すべきである。考査は、射手の技術と併せて、使用する銃器と装弾の性能をも確認する機能を持つことが望ましく、22口径等の射撃競技専用銃を用いてはならないという規定を設けるべき。これについては次回の法改定等に対応すべき。	1	ご指摘いただいた「実射考査では原則現場で使用する銃で受検すべき」について、本改正案に現れないものではありますが、射撃技能の確認に当たっては、射撃に使う銃を事前に確認しており、射撃競技専用銃等の実際の銃猟に適当でない銃の場合は確認を求めています。夜間銃猟の現場においては、事前の下見等を十分に行い、安全確保の観点で各現場に適した銃を選択することができることも認定鳥獣捕獲等事業者の技術の一つと考えられます。 本改正案では、散弾銃（スラッグ弾）等を用いた基準で射撃技能を確認した場合、夜間銃猟において使用できる銃種は散弾銃（スラッグ弾）等に限定し、全ての銃種が使用できるものではありません。 ご指摘の点により、本改正案を修正するものではありませんが、ご意見の趣旨は今後の説明等に反映させていただきます。
9	改正理由の「近距離射撃を考慮した散弾銃（スラッグ弾）等の要件として、『標的の中心から5.0cmの範囲（ライフル銃を除く）』に全て命中させる技能とする」内容を追加するべきではない。これを追加するならば、現行基準の従事者との技能の違いを明確にし、技能に見合った距離以上では発砲をさせない担保が必要となる。これが徹底できなければ、修正すべきではない。これについては次回の法改定等に対応すべきである。	1	ご指摘いただいた「現行基準の従事者との技能の違いを明確にし、技能に見合った距離以上では発砲をさせない担保」について、本改正案は、近距離射撃を考慮した散弾銃（スラッグ弾）等の使用を踏まえた基準を追加するものですが、夜間銃猟を行う指定管理鳥獣捕獲等事業では、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者は、具体的な夜間銃猟に係る作業計画を作成し、都道府県の確認を受けることが必要であり、適切な計画となっているか確認することとしています。また、夜間銃猟での散弾銃（スラッグ弾）の使用は、近距離射撃を考慮して追加したものであり、安全管理規程に発砲距離のことを記載して認定時に確認すること等も含め、認定手続きや作業計画を確認する都道府県に対して、改正の趣旨を周知していきます。また、今後の夜間銃猟安全管理講習会等にも反映し、夜間銃猟を含む鳥獣捕獲等事業の認定を受ける事業者等に周知していきます。

NO	意見の概要	意見数	回答
10	改正理由の「狭隘な地形要因等の影響で射撃距離が近く、近距離での射撃（20～30m）が基本となり」について、現在の射撃技術基準を満たしていれば、20～30mでも確実な捕獲等が行えらると思えるため、改正の必要はないと考える。	2	本改正案については、現行の基準に散弾銃（スラッグ弾）等の銃による基準を追加するもので、ライフル銃については、現行の「標的の中心から2.5cmの範囲」の基準を継続するものです。 本州以南では対象個体との距離が近い場合に散弾銃（スラッグ弾）による狙撃も行われており、昨年度実施された夜間銃猟においても、25m程度の距離における狙撃も行われているところです。現場によっては散弾銃（スラッグ弾）等の使用が有効な場合もあり、散弾銃（スラッグ弾）等に対応した基準としては原案が適切であると考えます。
11	改正理由の「ライフル銃を所持できない経験年数が短い捕獲従事者が夜間銃猟に従事できない状況である。」について、認定鳥獣捕獲等事業者であれば、公安委員会に申請してライフル銃の所持が可能である為、変更理由にならない。	2	国内における夜間銃猟は事例が極めて少ない状況です。本州以南では対象個体との距離が近い場合に散弾銃（スラッグ弾）による狙撃も行われており、昨年度実施された夜間銃猟においても、25m程度の距離における狙撃も行われているところです。 射撃技能の確認を受ける捕獲従事者は、認定鳥獣捕獲等事業者に限らず、鳥獣捕獲等事業の認定を受ける意向のある事業者やライフル銃を使用することが必要な事業を請け負っていない認定鳥獣捕獲等事業者も含まれます。これらの従事者は、ライフル銃を所持できず、散弾銃（スラッグ弾）等の使用に限定されるため、原案が適切であると考えます。
12	改正理由の「散弾銃（スラッグ弾）」について、散弾銃の方が近距離の場合、ニホンジカやイノシシに有効であり、バックショットの使用も有効と考える。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。